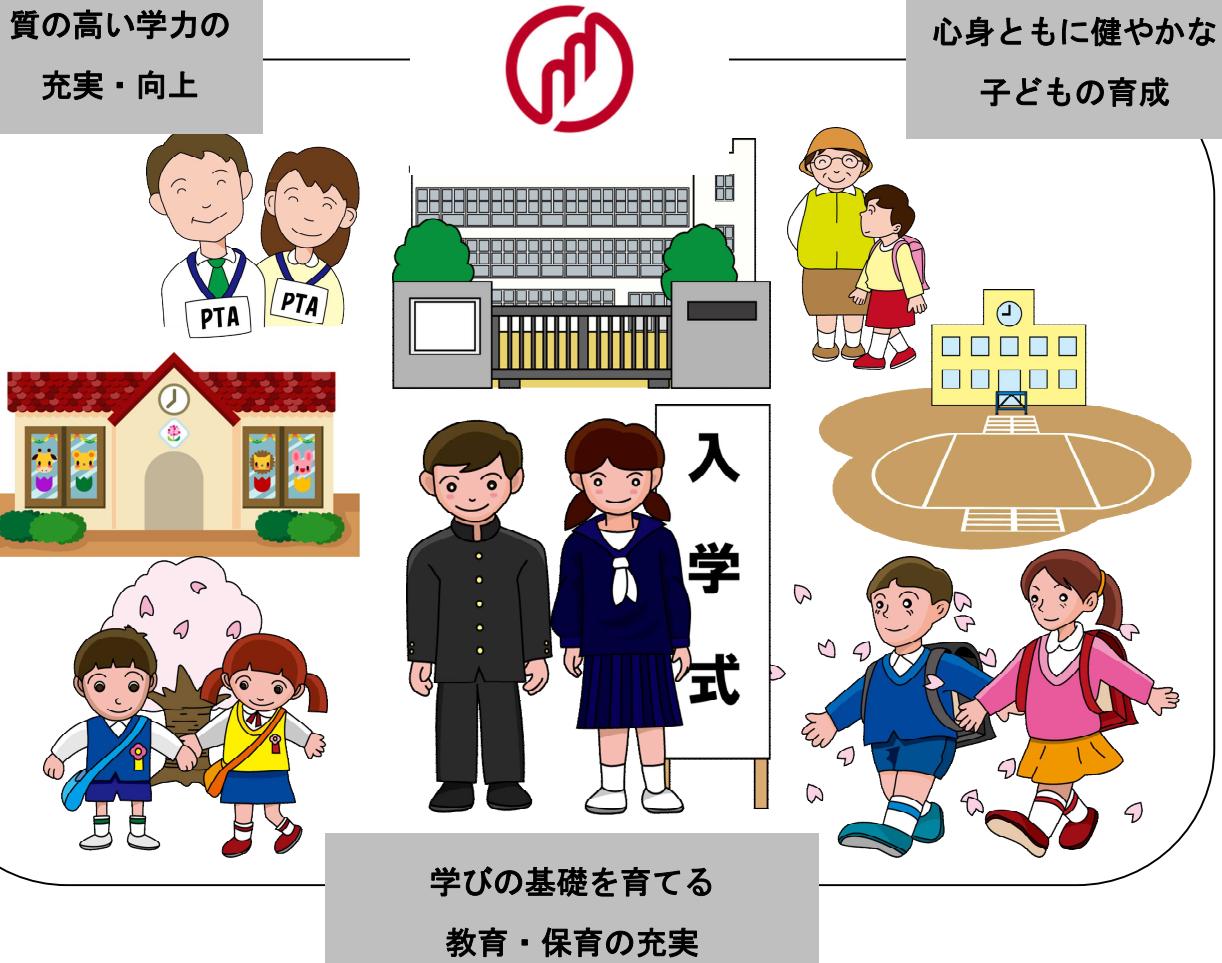


宮津市

小中一貫教育推進基本計画（案）

～一貫した学びと育ちの架け橋～

明日の宮津を創る子どもの育成



平成 29 年 月
宮津市教育委員会

目 次

第1章 宮津市小中一貫教育推進基本計画の策定にあたって

1 宮津市教育振興計画（概要）	1
2 宮津市小中一貫教育基本方針（概要）	3
3 計画策定の趣旨	5
4 本計画の位置づけ	6
5 本計画の期間	6

第2章 特色ある教育課程の編成と指導

1 学園の「めざす子ども像」「教育目標」の設定	7
2 就学前・小中10年間を見通した保育・教育課程	8
3 質の高い教育の推進	11
(1) 知・徳・体のバランスのとれた力「生きる力」を育む教育	11
(2) 特別支援教育	14

第3章 「社会に開かれた教育課程」の推進～学校・家庭・地域社会との連携～

1 家庭や地域社会への情報発信と実践の理解	15
2 PTAとの連携	15
3 今後のめざす方向性	15

第4章 学園の組織・体制

1 学園の小中一貫教育推進組織	16
■学園経営委員会	17
■コーディネーター部会	18
■各期部会	18
■部会	19
2 指導力の向上	20
(1) 研修会	20
(2) 授業研究会	20
3 高等教育機関との連携、協働の推進	20

第1章 宮津市小中一貫教育推進基本計画の策定にあたって

1 宮津市教育振興計画（概要） 平成28年3月策定

1 基本理念

『教育のまち みやづ』 ～豊かな心が育まれ文化が息づくまち～

地域住民が誇りを持って社会総がかりで教育にあたる「教育のまち みやづ」として、未来を担う子どもの育成、市民一人ひとりが自ら学び成長を続ける生涯現役の風土づくり、豊かな心が育まれ文化が息づくまちの実現をめざすことを基本理念とします。

2 めざす人間像

- 知恵をつなぎ、自然・人・社会とつながる人
- 知恵を活かし、新しい価値を創り出して世界に発信する人
- ふるさと宮津への愛と誇りを持ち、明日の宮津を創る人

3 基本方針と施策

【基本方針1】 明日の宮津を創る子どもの育成

- 学びの基礎を育てる教育・保育の充実

- 質の高い就学前教育・保育の充実 保幼小接続カリキュラムの作成

- 質の高い学力の充実・向上

- 質の高い学力を育む 小中一貫教育：10年間の系統的な学習指導

- 社会を生き抜く力を育む キャリア教育・ふるさと学習 読書活動

- 学校・家庭・地域との協働による教育力の向上

- 心身ともに健やかな子どもの育成

- 豊かな人間性を育む 道徳教育の充実

- ふるさとに誇りをもち、地域社会に貢献する人材を育成

- たくましいからだの育成 体力・運動能力の向上 食育指導

- 個性や能力の育成 人権教育

■教育力の向上

いじめ防止対策

小1 プロブレム・中1 ギャップの解消

●特別支援教育の充実

■特別支援教育の充実

教育支援計画の策定

●就学前の教育・保育環境の充実

■安心・安全な教育・保育環境の充実

■子どもの貧困対策の充実

■保幼小の連携の充実

●学校教育環境の整備・充実

■安全で良好な教育環境の整備

ICT 機器を活用した学習

■子どもの貧困対策の充実

●放課後児童クラブの充実

■放課後児童クラブの充実

【基本方針 2】 生涯にわたる充実した豊かな学び

●生涯学習の充実

●生涯スポーツ社会の実現

●社会教育施設の整備・充実

●家庭や地域の教育力の向上 学校教育に関する理解の促進や学校の情報発信の充実

●人権教育・啓発の推進

【基本方針 3】 誇りと愛着のある地域文化の保存・活用

●文化財の保護と活用

●文化・芸術活動の促進

2 宮津市小中一貫教育基本方針（概要）平成29年1月策定

■小中一貫教育の定義

宮津市では、「小中一貫教育」を次のように定義し、地域の実情に応じて段階的に推進します。

中学校区の就学前施設・小中学校が共通の目標（中学校卒業時の子どもの姿）を共有、設定するとともに、就学前から中学校卒業までの10年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育。

■小中一貫教育で期待される主な効果

①学習面の効果

- 長期的な視点での指導 … 一人ひとりに応じた指導の継続、指導方法の一貫性の確保により、つまずきの減少
- 10年間の系統性を重視した教育課程（カリキュラム）の編成による学力向上
- 学習意欲の向上、学習習慣の定着
- 早期に教科の専門性を活かした授業が受けられること

②生活面の効果

- 「小1プロブレム」「中1ギャップ」等の解決や、問題行動、不登校の解消
- 学習規律、生活規律の定着、生活リズムの改善

③豊かな人間性や社会性の育成

- 幼児・児童生徒間の多様な交流活動や地域との交流 … 学校や校種を超えた多様で幅広い集団での活動が可能
- 自尊感情、自己肯定感、自己有用感、思いやりの心の育成 … 「人から認められた」「人から感謝された」「人の役に立った」
- コミュニケーション能力の向上

④中学校区を単位とした地域・保護者との関係性の深まり

⑤教職員に与える効果

- 指導方法の工夫改善意欲の向上、教科指導力・生徒指導力の向上
- 就学前施設・小中学校で共通に実践する取組の増加や、協力して指導に当たる意識の高まり

■小中一貫教育の推進方針

文部科学省が示す学習指導要領をもとに進めます。

また、縦の一貫教育（縦のつながり）、横の一貫教育（横のつながり）を大切にして取り組みます。

- ① 学習指導要領を基とし、各中学校区の特色を活かした教育を進める。
- ② 「1・4・3・2」の教育区分を基に、就学前からの連携を図りながら、10年間の連続し一貫した教育課程を編成・実施する。 ~ **縦の一貫教育~**
- ③ 学校・家庭・地域が協働して教育諸課題の改善を図り、地域で子どもを育てる学校、地域づくりを進める。 ~**横の一貫教育~**
- ④ 各小中学校がそれぞれ特色ある学校づくりを進めるとともに、小中一貫教育を推進するために、各中学校区をまとまりのある組織に構築する。
- ⑤ 宮津市の特色ある教育として「ふるさとみやづ学（仮称）」「国際理解・英語教育」「生き方・キャリア教育」などを各中学校区の特色を活かした取組として推進する。

3 計画策定の趣旨

宮津市教育振興計画（平成 28 年 3 月策定）

■「宮津市教育大綱」を具現化する行動計画

- 本市の教育を取り巻く現状と課題を踏まえ、未来を担う子どもたちに、多様で変化の激しい社会を生き抜く力を育成するためには、学校（幼稚園及び保育所（園）を含む。）・家庭・地域社会が総がかりで子どもの教育に取り組むほか、学力の充実・向上を図るため小中一貫教育の推進が求められている。
- 基本方針 1 に掲げる「明日の宮津を創る子どもの育成」を実現するためには、児童生徒の学力の充実・向上や人間関係の急激な変化に対応できるよう、さらには、小学校へ就学した際、学習・生活スタイルの急激な変化にも対応できるよう幼児児童生徒を含む就学前から中学校卒業までの 10 年間を見通した上で、地域の実情に応じて段階的に小中一貫教育を推進する。



宮津市小中一貫教育基本方針（平成 29 年 1 月策定）

■各中学校区における小中一貫教育の円滑な推進のための基本的な考え方や指針

- 就学前から中学校卒業までの 10 年間を見通した上で、一貫した系統的な教育を行うことが、子どもたちの確かな学力と社会を生き抜く力を育成するのに大きな効果が期待できる。

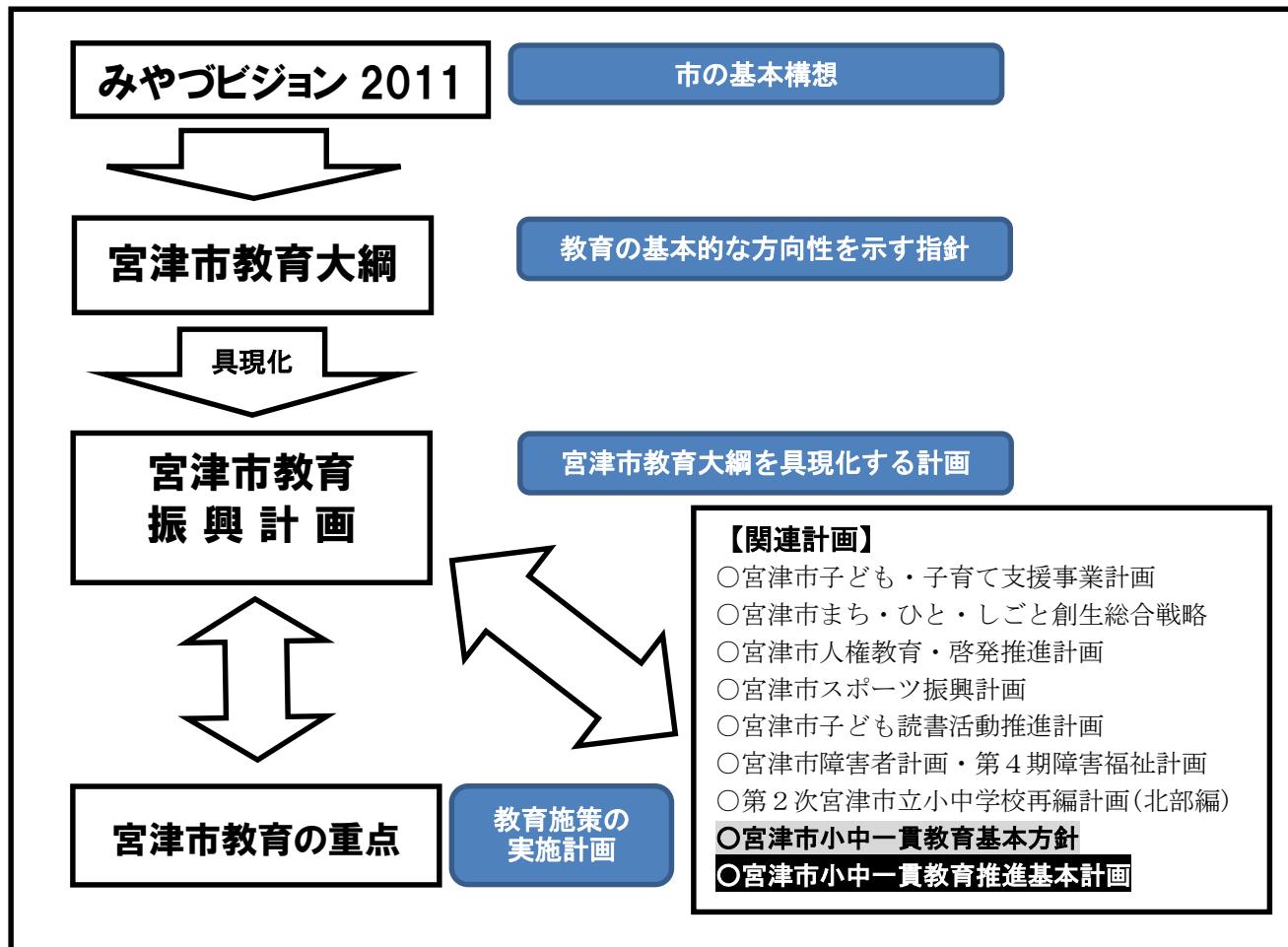


宮津市小中一貫教育推進基本計画（平成 29 年 月策定）

■「宮津市小中一貫教育基本方針」を具体化した計画

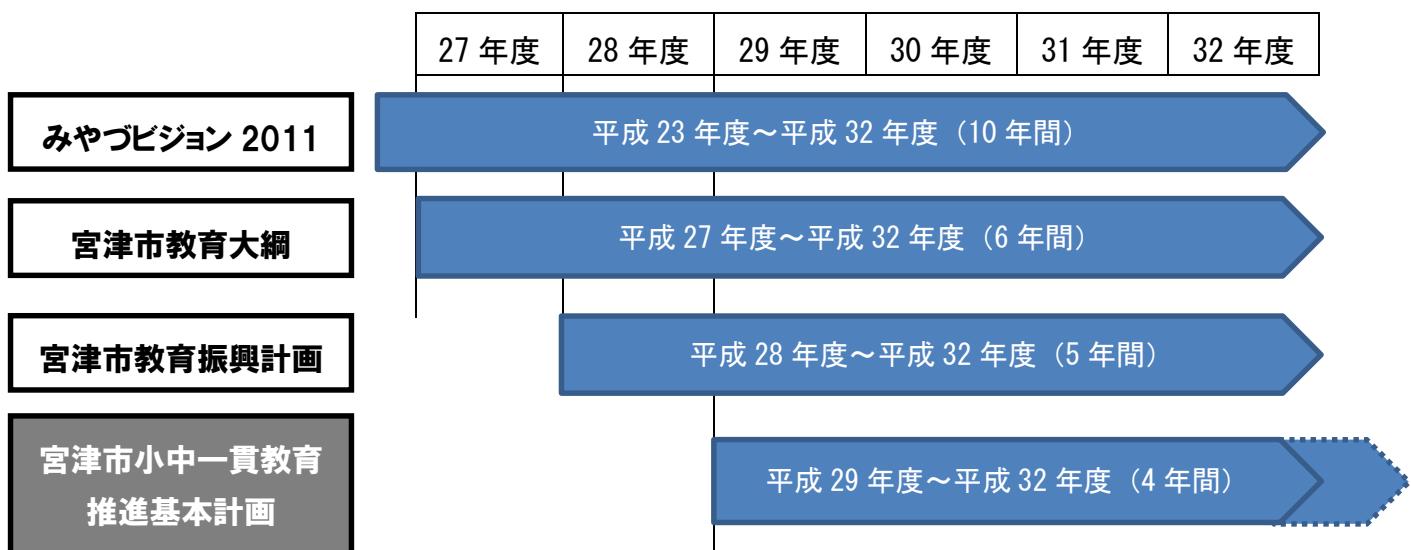
- ・ 平成 32 年度の完全実施の形を示したもの
- ・ 本計画を段階的、計画的に実践していく。
- ・ 中学校区それぞれの実情に応じた形や内容、指導体制等を検討・工夫し、各中学校区の特色ある実践を行う。

4 本計画の位置づけ



5 本計画の期間

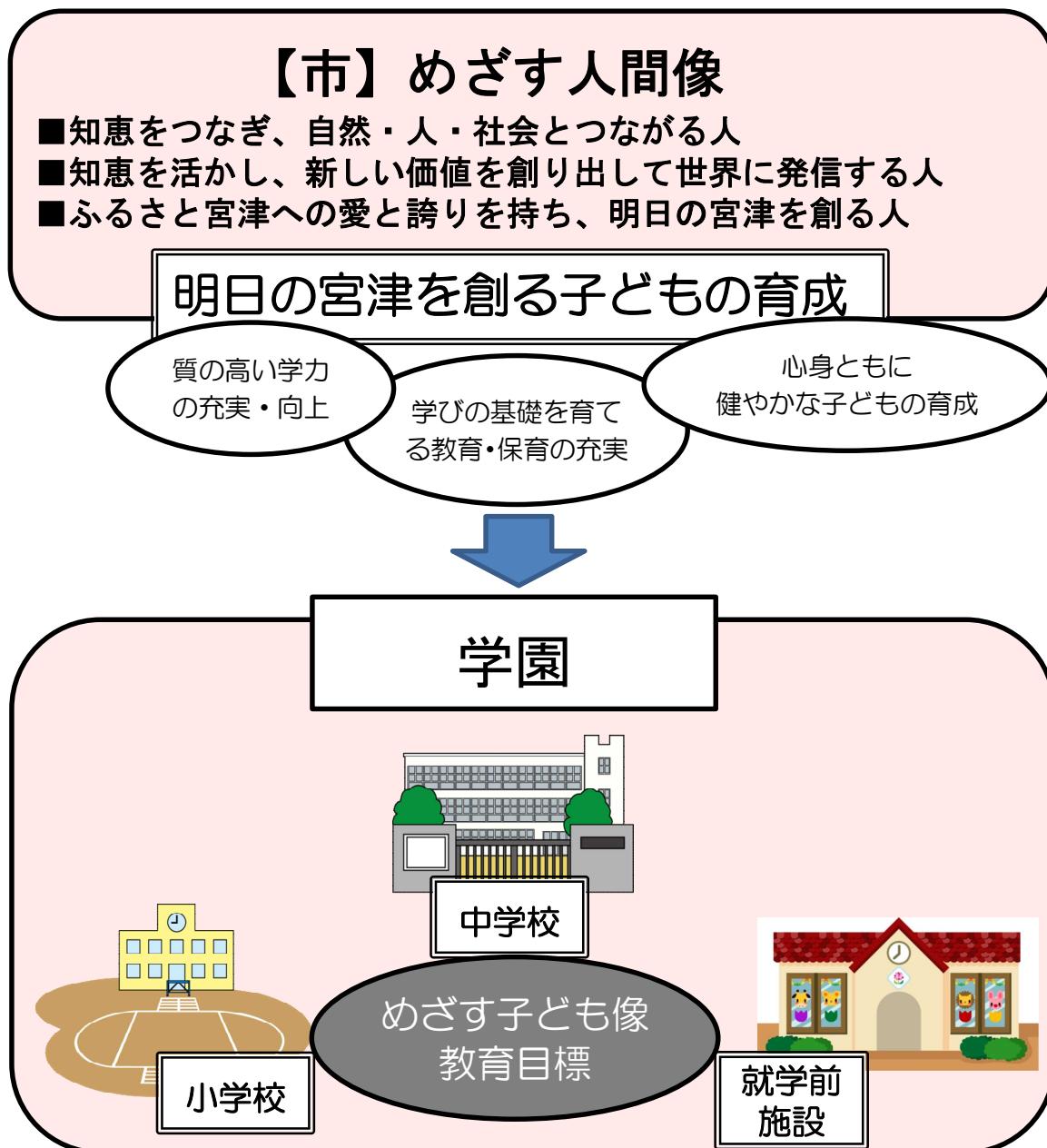
本計画の期間は、平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間とする。その後は、小中一貫教育の実践を検証した上で、おおむね 5 年ごとの改訂を行うこととする。



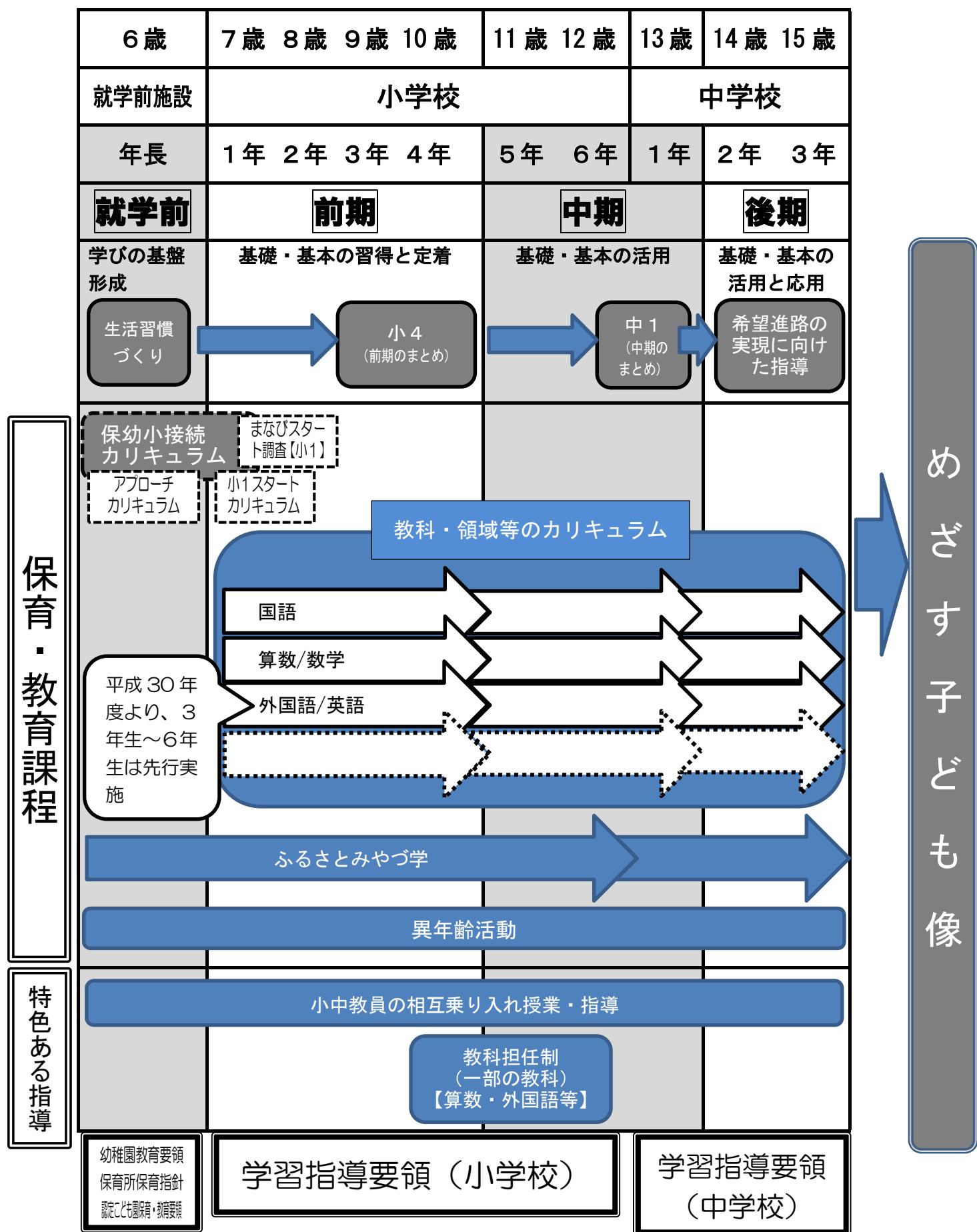
第2章 特色ある教育課程の編成と指導

1 学園の「めざす子ども像」「教育目標」の設定

- 中学校区の中学校・小学校・就学前施設のまとまりを「学園」と呼称した上で小中一貫教育を実施する。
…「学園」は中学校区全体を表す「愛称名」であり、公的な文書や公的に連絡を行う場合などは、これまで通りの校名、施設名を使用する。
- 学園の「めざす子ども像」「教育目標」は、本市の「教育振興計画」の理念や方針を踏まえ、学園内の児童生徒の実態と課題をもとに、中学校卒業時にめざしたい生徒の姿が明らかになるよう、学園教育推進組織で設定する。



2 就学前・小中10年間を見通した保育・教育課程



■編成内容

① 宮津市版教科・領域別カリキュラム

ア 教科カリキュラム

- 市全体の学力向上を図るため、課題克服、10年間の系統性を重視したカリキュラムとする。

【重点教科】

- ・国語…「語彙力の定着」「コミュニケーション力の育成」に課題が見られることから「豊かな表現（発想）を生み出す読むこと」に重点を置いたカリキュラムとする。
- ・算数/数学…10年間の系統性を重視し、各期で押さえておくべきことを明確にしたカリキュラムとする。
- ・外国語/英語…新学習指導要領に基づき、平成30年度からの小学校での先行実施を一貫性を重視した指導計画のカリキュラムとする。

※その他[社会][理科]のカリキュラムでの指導

イ 保幼小接続カリキュラム…アプローチカリキュラム・小1スタートカリキュラムに基づいた指導実践

② ふるさとみやづ学（仮称）

ふるさと宮津への愛と誇りを持ち、まちづくりに貢献できる児童生徒の育成を図ることを目的に、学園での系統性のある計画を作成し実践する。

ア 「総合的な学習の時間」を中心に、宮津市に特化した学習内容をカリキュラムとして位置付ける。

イ 学園の「総合的な学習の時間」（小学3年～中学3年）の指導を一貫性のある計画にする。

ウ 前期での「宮津ふるさと子ども検定」、後期での「中学校ふるさと検定」を充実させ、地域への愛着を深め、地域貢献の意識を高める。

エ キャリア教育の視点を踏まえ、地域の人々との協働による指導を積極的に行う。

- ・地域の人材、関係機関、事業所、諸団体との連携

③ 異年齢活動

- ア 学園で、校種間・学校間が連携した異年齢活動、合同授業を実施する。
- イ 学園の「めざす子ども像」や発達段階（指導区分）に基づき、ねらいを明確にして取り組む。
- ウ 特別活動等を通して、自尊感情、自己肯定感、自己有用感が育つような取組を工夫する。
- エ 小中、保幼小の接続を意識した取組を実施する。
…学園内の就学前施設と小学校との異年齢活動を積極的、計画的に実施する。

3 質の高い教育の推進

(1) 知・徳・体のバランスのとれた力「生きる力」を育む教育

確かな学力（知）

学力向上対策

①目標 「質の高い学力の充実・向上」

- 1 基礎・基本の徹底
- 2 言語活動を通した表現力の育成
- 3 学習意欲の向上

②目標を達成するための重点

- 1 教科指導（授業）において、学習のめあての提示、振り返りなどを明確にして、基礎・基本の徹底を図り、系統的・継続的な指導を進める。
- 2 すべての教科等で言語活動を推進し、言語力・語彙力を高める。
- 3 主体的・対話的な学習により子どもたちが自ら考え、互いに意見交流できる授業を進める。
- 4 学習規律を身に付けて積極的に学習に取り組む姿勢を育てる。
- 5 家庭と連携して学習習慣の定着を図る。

③主な取組

【基礎・基本の徹底】

基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、身に付けた知識・技能を基に情報を収集したり、他者と協働的に課題解決したりできるよう、質の高い学力の充実・向上のために授業改善を進める。

【取組例】

- 学力サポートコーディネーター（支援指導員）の派遣

【言語活動を通した表現力の育成】

身に付けた知識・技能をどのように使うかという視点から、思考力・判断力・表現力を高める言語活動を充実させ、コミュニケーションと論理的思考力の基盤である言語（ことばの力）を使いこなす能力を高める。

【取組例】

■漢字検定・英語検定の推進

言語活動の基礎となる語彙力を向上させるため、漢字検定・英語検定の活用を図る。

各期において、全児童が受検し、それぞれ合格率8割を目標とする。

- ・ 漢字検定：前期（小4）8級、中期（中1）5級、後期（中3）4級
- ・ 英語検定：中期（中1）5級、後期（中3）4級

■小学校教諭英語力向上

外国語活動及び外国語科の授業実践力向上のため、授業研究会を開催し、公開授業、実践報告、研究協議、指導助言により、教員個々の指導力の向上と各学校の指導体制の充実を図る。

【学習意欲の向上】

学習規律を確立し、主体的に学習に取り組む態度を育てるとともに、学ぶ楽しさや分かる喜びを実感できるようにして、課題解決に向けて努力し続けようとする意欲を養う。

■小中教員の相互乗り入れ授業・指導

○教員が相互に行き来して授業を行う。

- ・ 中学校の教員が小学校に行き、専門性を生かした指導を行う。
- ・ 小学校から中学校への乗り入れについても、実施内容とともに学校の規模や教職員体制に応じて実施する。
- ・ 小学校と就学前施設の乗り入れ授業・指導も行う。

○ 小学校の児童が中学校校舎へ行き授業を受ける。

○ 年間指導計画と時間割に位置付け、継続的・計画的に実施する。

■教科担任制（一部の教科）

- 中期（小学校5・6年生）を中心に、一部の教科を学級担任以外の教員が担当することで、教員の専門性を活かした指導を行う。

導入形態

- ①特定教科における専科指導 … 算数・外国語等
 - ②学級担任間の授業交換
…同学年担任同士、または5年担任と6年担任が得意な教科を交換
 - ③担任外教員と学級担任との TT（ティームティーチング）
- 年間指導計画と時間割に位置付け、継続的・計画的に実施する。
 - 教員の専科指導力を高める。

■意欲を引き出す家庭学習への指導と支援

- 学園で一貫した家庭学習の指導
- 家庭と連携した取組を進める。

豊かな人間性（徳）

道徳教育の充実

- ・ 平成30年度から小学校で実施の「特別な教科 道徳」について、学園で一貫した系統的な指導として行う。

「ふるさとみやづ学」の実施

読書活動の充実

- ・ 読書を通して「人を思いやる心」などを育む。
～宮津市子どもの読書活動推進計画「智恵の輪読書プラン」の推進～
～宮津市立図書館の積極的な活用と連携～

健康・体力（体）

食育指導の充実

- ・ 平成30年度から実施のセンター給食に伴い、学園での食育指導の充実を図る。

体力向上に向けた取組の推進

- ・ 「宮津市スポーツ振興計画」を踏まえ、生涯にわたってスポーツに親しむ素地を養う。

(2) 特別支援教育

① 個別の教育支援計画・指導計画

教育上特別の支援を必要とする児童等について、個別の教育支援計画・指導計画を作成し、社会的自立を見通して幼児期から中学校卒業後までの一貫した支援を行う。また、進学時は進学先の学校に教育支援計画等を適切に引き継ぐこととする。

② 特別支援教育を必要とする幼児児童生徒への指導

個別の教育支援計画・指導計画により、在籍学校（園）における指導はもとより、進学を見据えた連携を十分に行うとともに、学園間の情報共有並びに支援・指導にあたる。

第3章 「社会に開かれた教育課程」の推進 ～学校・家庭・地域社会との連携～

1 家庭や地域社会への情報発信と実践の理解

- 異年齢活動や乗り入れ授業・指導など、小中一貫教育の具体的な実践を積極的に保護者、地域社会に発信し、理解を求める。
 - ・学園の「小中一貫教育だより」の発行
 - ・学園内共通のホームページ「小中一貫教育コーナー」
 - ・各学校、園だよりの「小中一貫教育コーナー」
- PTA 行事や地域行事、地域団体との各種会議等で、積極的に紹介や説明に努める。

2 PTA との連携

- 学園の「めざす子ども像」や「教育目標」について、PTA との理解を深める。
- 学園内の PTA が連携、一体となることで、教育効果の向上に資するような取組を検討する。

3 今後めざす方向性

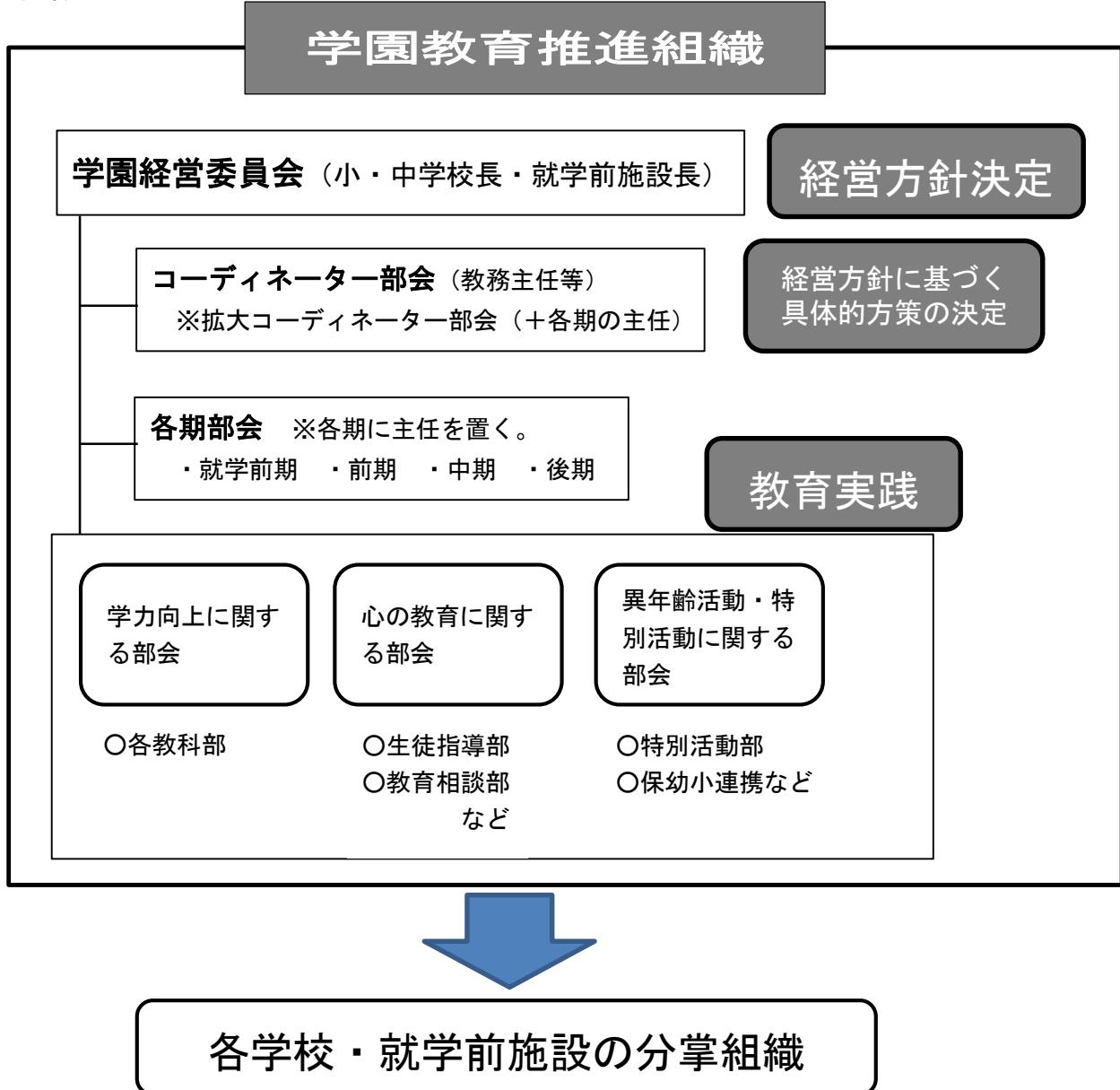
- 学園としての地域協働本部の設置及びコミュニティ・スクールの導入に向けて取り組む。

第4章 学園の組織・体制

1 学園の小中一貫教育推進組織

学園が、「教育目標」や「めざす子ども像」を設定し、その実現を図る取組を実施していくために、学園内の中学校、小学校、就学前施設による推進組織を設置する。

■組織図



※基本型であり、学園の学校・就学前施設数や実情によって体制、構成メンバー、名称は検討する。

学園経営委員会

学園内の各学校、就学前施設が「めざす子ども像」や「教育目標」のもと、学園の方針決定など運営全般について協議し、決定する「学園経営委員会」を設置する。

構成：小・中学校長、就学前施設長

取組：① 方針に関すること

- 「めざす子ども像」や「教育目標」の設定
 - ・学園内の幼児児童生徒の実態を把握、分析し、直面している課題等を明らかにして設定する。

② 具体的実践に関すること

- 教育課程の方針
- 部会の検討、決定
- 研修会、授業研究会に関する方針の検討、決定
- 異年齢活動に関する方針の検討、決定
- 各部会による企画の承認や、必要に応じた指示・助言
- 学園に係る予算執行の検討、決定

③ 家庭や地域との連携に関すること

- 保護者・地域への情報発信に関する方針の検討
- 学園内の人材、自然、教育機関や施設等の活用に関する方針の検討
- PTA や地域の組織等と一体となった取組の在り方 等

開催：進捗状況を確認する上で、月1回程度開催する。

コーディネーター部会

学園の経営方針に基づく具体的方策を決定していくために、各学校等に「小中一貫教育コーディネーター」を位置付け、学園内で部会を設置する。

- 小中一貫教育コーディネーターは、原則として、学校全体の教育活動や指導等を見通し指導助言に当たることのできる教務主任が望ましいが、学園の目標や取組の重点との関係で、教務主任以外の教員を充てた方が効果的である場合など、学園経営委員会で検討する。また、就学前施設については、分掌等を考慮し、必要に応じて配置する。

■小中一貫教育コーディネーターの役割

- 小中一貫教育の手法を取り入れた教育課程編成
- 各施設間との連絡調整
- 研修会の企画・運営
- 異年齢活動や乗り入れ授業・指導、教科担任制授業の調整
- 保護者や地域への情報発信
- 小中一貫教育推進に係る学園と教育委員会との連絡調整

- 検討内容によっては、下記の各期部会の主任を含めた「拡大コーディネーター部会」も設置する。

各期部会

各指導区分（就学前期・前期・中期・後期）の指導実践を深めるために設置する。各期部会には主任を位置付ける。

部 会

学園の「めざす子ども像」や教育目標、重点課題の実現に向けて、教職員・保育士（以下、「教職員」という。）が一体となって、積極的・主体的に取組や協議を進めるために、学園内の学校・就学前施設数や教職員数等に応じた部会を設置する。部会には、できる限り全教職員が所属することとする。

【部会の例】

- 学力向上に関する部会 … 学力分析、カリキュラムの検討、学園の学力向上プログラムの検討、授業研究など
- 心の教育に関する部会 … 生徒指導の方針、指導内容の統一、教育相談、事例研究など
- 中学校区の重点課題等に応じた部会 … 保幼小接続、特別支援教育、異年齢活動など

- 各部会には、学園の規模や実情に応じて担当校園長や担当教頭を置き、部会の方針立案や取組に対して指導助言や決裁等を行う。

2 指導力の向上

(1) 研修会

- 学園ごとに、就学前施設、小学校、中学校合同の研修会を実施し、学園内の具体的な課題について研究、研修を行う。

■回数

- ・年間3回程度（学期に1回程度、夏季休業中の活用も）

■内容

- ・「めざす子ども像」や「教育目標」を共有
- ・部会の方針、取組内容、進捗状況
- ・学園における現状と課題、課題解決に向けた方策
- ・幼児児童生徒の生活や学習、異年齢活動の様子から検討した課題や改善策

(2) 授業研究会

- 「質の高い学力の充実・向上」を図るため、公開授業、事後研究会を実施し、10年間を見通した系統性のある学習指導、授業改善について、就学前施設、小学校、中学校の教職員が協議する。
- 幼児・児童生徒への関わり方、効果的な指導について、異校種の教職員が相互理解を図る。

■回数

- ・年間3回程度（学期に1回程度）

■内容

- ・学園での重点教科、領域を通しての授業改善について
- ・共通した授業改善の視点での研究協議
- ・新学習指導要領に基づいた授業改善

3 高等教育機関との連携、協働の推進

- 「めざす子ども像」の実現とともに、中学校卒業後を見据え、市内の高等学校をはじめとする高等教育機関と連携、協働して、研修会や授業研究会等を行う